

回 答 書

令和8年10月13日

入札参加者 各位

御所市長 山田 秀士

(担当:管財課)

FAX番号 0745-62-5425

下記、物品購入等(業務委託)の仕様書に関する質問に対して、下記のとおり回答します。

入札番号:委託第37号		物品購入(業務委託等)名:公文書書庫における機械警備業務委託	
	仕様書の該当箇所	質問内容	回答
①	第8条(6)／第8条(2) (警備信号等の通信用回線)	「警備信号等の通信用回線はないので、受注者側で手配すること」とあるが、対象3施設(旧朝町小学校体育館書庫・秋津幼稚園書庫・市役所本庁書庫)のいずれにも既設の警備信号用回線が無いという理解でよいのか。なお信号送信は無線送信を基本とする規定だが、建物構造・電波環境等により無線が使用できない場合に手配すべき回線の種類(携帯電話回線・固定回線等)に制約の有無を教えてください。また、回線の契約名義・使用料は受注者負担(委託料に含める)でよいのか。	① 前段、後段とも貴見の通りです。 なお、回線の種類に特に制約はありません。
②	第6条(2) (火災監視)	火災センサは受託者が設置するのではなく、既火災受信機より信号を移報するという認識でよいのか。「旧朝町小学校」は火災監視なしという認識でよいのか。 火災監視対象施設(秋津幼稚園書庫・市役所本庁書庫)の既設火災受信盤のメーカー・型式・設置場所、および警備受信設備への信号引込みに使用可能な無電圧接点出力の有無を教えてください。火災受信盤との接続のために必要な改造・部材等の費用は、受注者負担(委託料に含める)でよいのか。 また、火災受信盤に結線したあと、警報を問題なく受信できるかのテストを行う必要がある。その発報テストは発注者の費用にて火災受信盤の点検業者などをお願いすることになるが問題ないか。	② 誠に申し訳ございません。 仕様書に誤りがあり、訂正しましたので、ご確認ください。
③	第8条(5)②と別紙図面 (防犯カメラの台数)	仕様書には「カメラ台数は2台とする」とあるが、3対象合計で6台という認識で問題ないか。あわせて、外部設置カメラ(夜間OLクス対応)とすべき施設・箇所を確認したい。	③ 前段、ご認識の通りです。 後段の外部設置カメラは、3対象施設すべてに設置となります(3施設×各2台＝計6台。すべて外部設置です)。

④	第6条(1)と別紙図面 (防犯センサーの数量)	別紙図面に基づく各施設のセンサ数量は、下記の理解でよい。 ・旧朝町小学校体育館書庫：マグネットセンサー6、人感センサー5 ・秋津幼稚園書庫：マグネットセンサー8、人感センサー5 ・市役所本庁書庫：マグネットセンサー9、人感センサー6 図面が縮小のため判読しづらい箇所があるので、正確な数量が分かる資料の提供、又は下見時の確認を希望する。	④ 市役所本庁書庫の人感センサーは「5」です。 なお、既に提供した以外の資料の用意はできません。 また、入札期間中の下見をご希望という意味であれば、許可しておりません。 ※契約後の現地確認（下見）は、必要に応じて許可する予定です。
⑤	第10条（機器の設置工事）	対象3施設の既設設備において、その撤去は元受託者が行うものか。	⑤ 受託者が新規となる場合には、既設設備の撤去は、発注者（御所市）と現行受託者との協議により行う予定です。
⑥	第10条（機器の設置工事）	設置工事は契約期間開始（令和9年1月1日）までに行うとあり、日程は別途調整とある。見積作成のため対象3施設の現地下見を希望するが、下見の可否、申込方法及び期日を教えてほしい。あわせて、施工可能な期間の目安（例えば12月中等）があれば教えてほしい。 また、令和8年12月中に新受託者がセンサなどを設置する場合は、現行の警備会社の機器の近くなどに取り付けることとなるが問題ないか。また、近くにも設置できない場合は、協議のうえで不設置としてもよい。	⑥ 入札期間中の下見をご希望という意味であれば、許可しておりません。 なお、契約後の現地確認（下見）は、必要に応じて許可する予定です。 契約後、施工可能な期間の目安は、受託者との協議により決定しますが、概ね貴見の通りと考えます。 また、機器設置場所についても、受託者との協議により決定しますが、不設置となる状況は想定しておりません。
⑦	第9条（機器の保守点検）	「機器の故障・破損した場合は受注者の負担で修理・交換を行うこと」とあるが、経年劣化による機器交換（センサー・カメラ・レコーダー・バッテリー等を含む）も、契約期間中はすべて受注者負担でよい。	⑦ 貴見の通りです。
⑧	第11条・第12条 (長期継続契約・その他)	契約期間満了時（または第11条の特約による契約変更・解除時）における撤去の扱いを教えてください。機器は受注者が受注者の費用で撤去するものか。	⑧ 契約期間満了時（または第11条の特約による契約変更・解除時）における既設設備の撤去、費用負担については、発注者（御所市）と受託者との協議により行う予定です。
⑨	第11条・第12条に関連して	委託料の支払単位（月額）及び支払期日の考え方を教えてください。また長期継続契約（5カ年）に伴い、当初契約価格が契約期間中固定となるか、消費税率の改定等があった場合の扱いを確認したい。	⑨ 支払単位は月額、支払期日は末日締め翌月払いを基本に考えていますが、契約締結時の協議により決定します。 なお、消費税率改定の場合は、協議の上、当該税率への変更を行う契約変更を行うことになります。
⑩	第10条（機器の設置工事）第12条（その他） (入札の公平性)	入札の公平性の観点からの確認です。対象施設には現在他の警備業者による機械警備設備が設置されていると考えますが、既設設備が残置されたまま新規参加者が設備を新設して見積りを行えば、現契約者のみが既設設備利用分の費用を差し引いた価格で入札でき、競争の公平性が損なわれます。よって、次の点をご確認ください。 ※既設の機械警備設備（受信設備・センサー・カメラ等の一式）は、一旦すべて取り外すこととし、新たに制御機、センサー式を設置する。	⑩ 当方では、既設設備が継続（再）利用可能かどうか明らかでなく、費用の多寡についても不明です。よって、既設事業者、新規事業者とも、総合的な判断で入札参加有無及び応札金額を判断されるものと考えます。 なお、現行受託者が継続受託する場合には、既設設備を一旦すべて取り外しの上、新たに設備設置することは、受託者の判断となります。 ただし、受注者が新規となる場合には、既設設備の撤去は、発注者（御所市）と現行受託者との協議により行う予定です。新規受託者の費用負担は発生しません。

⑪	第6条(2) (火災監視)	火災監視は「当建物の火災受信盤より火災警報の監視を24時間行う」とあるが、書庫は建物の一部であるため、既設の自動火災報知設備（自火報）が書庫区域を独立した区（回線）として設定していない場合は、書庫区域のみの火災信号を監視できないと考えます。この場合、区の増設、発信機・中継器の増設等、自火報側の改造が必要になりますが、自火報は建物共通の消防用設備であり、警備業務委託の対象区域の一部を監視させるために建物側設備を改修するものですから、その改造は受注者ではなく建物の管理者である貴市（発注者）が実施・負担すべきものと考えます。（ア）3施設の自火報は、書庫区域を独立した区として設定されているか（火災受信盤の区表示で書庫を判別できるか）。 （イ）独立区化されていない場合、区の増設等の自火報改造は、貴市の負担・実施（貴市委託の消防設備業者による工事）としていただけるか。（ウ）改造に伴う消防機関への届出（消防対象物設置等計画の変更届等）も貴市にて対応いただけるか。	⑪ 誠に申し訳ございません。 仕様書に誤りがあり、訂正しましたので、ご確認ください。
(以下余白)			